

財務省告示第三百六十号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十九年九月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第六十六回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七
三	法律及びその条項の適	十六條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資
五	発行額	金額による引受け
六	払込金額	額面金額で百九十九億円
七	最低額面金額	五百九十九億三千八百八十四万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十九年九月二十五日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十六銭
十一	利率	年一・一パーセント

十二

の経過
払込み
利子

日本郵政公社総裁は、払込金額に
加え、次の算式により算出し、
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1 \times 5}{100 \times 365}}$$

十三

初期
利子

平成二十年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1 \times 1}{100 \times 2}}$$

十四

第二期
の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十五

償還
金額

平成二十四年九月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支

日本銀行

十七

払込
期日

平成十九年九月二十五日

十八

払込
期日

平成十九年九月二十五日